

島根でテレワークをされる 県外の方へ



テレワークに必要な
通信費等を支援します。

1 対象者

現在、島根県外に居住しており、今後、島根県内に居住しテレワークにより業務を行う以下の方

- ①テレワークにより勤務先の業務を行う県外企業の従事者
 - ②県外事業者とテレワークにより事業を行う個人事業者
- ※県外企業の従事者は従事企業への助成、個人事業者は個人への助成とする。

2 助成内容

- 補助率 1 / 2
- 対象経費及び助成額上限
 - ・通信環境整備費(回線工事費、契約料).....上限8万円
 - ・通信費(回線使用料)..... 上限5千円/月
 - ・シェアオフィス使用料... 上限2万5千円/月
 - ・従事企業への出張交通費 月一回..... 上限3万円(企業従事者のみ)
- 対象期間 令和2年10月16日以降に島根県内に居住し、発生した経費(令和3年3月10日までに支払いを完了し、実績報告を提出したものに限り)

3 要件等

- 1ヶ月以上県内に居住し、テレワークによる勤務をすること。
- 申請時に住民票や賃貸契約書等県内にいることを証明する書類やテレワークしていることが分かる書類を添付。



■シェアオフィス等の例（詳細は各市町村担当課へお問い合わせください。）

例1）三日市ラボ（雲南市内のコワーキングスペース）

最初の1時間300円/人（一日上限1,000円） など

例2）隠岐の島ものづくり学校（隠岐の島町内のビジネス等を生み出す場）

貸室22.75㎡ 月額5,016円 など

助成金の流れ

R 2 年
10月16日
(補助要綱施行日)

① 交付申請

② 交付決定

③ 県内に居住

④ テレワーク実施

- ・ 通信環境整備費
- ・ 通信費
- ・ シェアオフィス使用料
- ・ 出張交通費

⑤ 事業費精算・実績報告

⑥ 助成金支給

R 3 年
3月10日
まで

R 3 年
3月末
まで

※③は、①と②の前でも可

●本事業の問合せ先（申請先）

島根県地域振興部しまね暮らし推進課

〒690-8501 島根県松江市殿町1番地

T E L 0852-22-5687 メール shimanegurashi@pref.shimane.lg.jp

●移住に関する相談先

公益財団法人 ふるさと島根定住財団

東京 T E L 03-6281-9800 メール soudan-tokyo@teiju.or.jp

松江 T E L 0852-28-0690 メール ueturn@teiju.or.jp

石見 T E L 0855-25-1600 メール iwami@teiju.or.jp

各市町村担当課（下記）

市町村名	担 当 課	電話番号
松 江 市	定住企業立地推進課	0852-55-5215
浜 田 市	定住関係人口推進課	0855-25-9511
出 雲 市	縁 結 び 定 住 課	0853-21-6629
益 田 市	人 口 拡 大 課	0856-31-0173
大 田 市	ま ち づ くり 定 住 課	0854-83-8029
安 来 市	定 住 政 策 課	0854-23-3178
江 津 市	地 域 振 興 課	0855-52-7926
雲 南 市	う っ ぽ い 暮らし推進課	0854-40-1014
奥出雲町	地域づくり推進課	0854-54-2524
飯 南 町	地 域 振 興 課	0854-76-2864

市町村名	担 当 課	電話番号
川 本 町	ま ち づ くり 推進課	0855-72-0634
美 郷 町	美 郷 暮らし推進課	0855-75-1212
邑 南 町	地 域 み ら い 課	0855-95-1117
津 和 野 町	つ っ きの暮らし推進課	0856-74-0092
吉 賀 町	企 画 課	0856-77-1437
海 士 町	交 流 促 進 課	08514-2-0017
西ノ島町	観 光 定 住 課	08514-7-8131
知 夫 村	地 域 振 興 課	08514-8-2211
隠岐の島町	地 域 振 興 課	08512-2-8570